



鳥取県公報

令和元年7月9日(火)
第9117号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(128) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による介護機関の指定(129) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可(130) (農地・水保全課) 2
	県営土地改良事業計画の変更(131) (〃) 2
	土地改良区の役員の就退任(132) (東部農林事務所) 3
	基本測量の実施(133) (県土総務課) 3
	土地改良区の役員の退任(134) (西部総合事務所農林局) 4
	開発行為に関する工事の完了(135) (西部総合事務所生活環境局) 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課) 4
	公の施設の指定管理者の代表者の変更(林政企画課) 5
◇ 雑 報	行政書士試験の実施(政策法務課) 5

告 示

鳥取県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸 53-2	ホームヘルパーズ テーションみやが わ	東伯郡北栄町瀬戸 53-11	訪問介護	令和元年7月 1日

鳥取県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社マイシン測量	米子市永江455	時の里	境港市福定49-1	小規模多機能型 居宅介護	令和元年6月 25日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社マイシン測量	米子市永江455	時の里	境港市福定49-1	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	令和元年6月 25日

鳥取県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を令和元年7月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業競争力強化基

盤整備事業（河内地区 農地整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年7月9日から同月29日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年7月9日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事	平 井 陽 二	鳥取市用瀬町鷹狩42-3
	〃 森 尾 進	鳥取市用瀬町鷹狩24
	〃 森 田 和 男	鳥取市用瀬町鷹狩521
	〃 小 林 隆 史	鳥取市用瀬町鷹狩711
	〃 森 田 正 志	鳥取市用瀬町鷹狩471
	〃 森 田 盛 気	鳥取市用瀬町鷹狩478
	〃 森 尾 卓 朗	鳥取市用瀬町鷹狩708
監 事	大 谷 芝 毅	鳥取市用瀬町鷹狩81
	〃 森 尾 昌 浩	鳥取市用瀬町鷹狩66

平成30年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 隆 史	鳥取市用瀬町鷹狩711
	〃 森 田 和 男	鳥取市用瀬町鷹狩521
	〃 森 尾 卓 朗	鳥取市用瀬町鷹狩708
	〃 小 林 雅 彦	鳥取市用瀬町鷹狩59-1
	〃 磯 部 正 雄	鳥取市用瀬町鷹狩3
	〃 森 田 英 樹	鳥取市用瀬町鷹狩522
	〃 小 林 純 一	鳥取市用瀬町鷹狩735
監 事	森 田 盛 気	鳥取市用瀬町鷹狩478
	〃 森 尾 昌 浩	鳥取市用瀬町鷹狩66

平成30年4月22日就任 任期2年

鳥取県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測

量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和元年8月27日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町及び日野町

鳥取県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年7月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

監 事 遠 藤 拓 夫 西伯郡大山町坊領487

令和元年5月7日退任

鳥取県告示第135号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年7月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年6月18日 鳥取県指令第201900073774号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字下小堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町2208-1
林原 実、林原 ゆか

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和元年7月9日から令和元年9月9日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和元年9月9日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模店舗の名称
ドラッグコスモス淀江店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地

米子市淀江町小波1215-2ほか

- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,879平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和元年11月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立二十一世紀の森	とつとりの森を守り木を活かす会	鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 清水 秀満	鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 前田 八壽彦	令和元年6月12日

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和元年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多 賀 谷 一 照

- 1 試験日時
令和元年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
鳥取市若葉台北一丁目1-1 公立鳥取環境大学
- 3 試験方法及び科目
次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
 - （1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 - （2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
- 4 試験案内及び受験願書の配布
 - （1）郵送配布
140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和元年8月23日（金）必着のこと。）。

- ア 配布期間 令和元年7月29日（月）から同年8月23日（金）まで
- イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(2) 窓口配布

- ア 配布期間 令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで
- イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市糀町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 提出書類
受験願書一式
- イ 提出先及び提出方法
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。
- ウ 受付期間
令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで
なお、令和元年8月30日（金）の消印があるものまで受け付ける。
- エ 受験手数料及び納付方法
(ア) 受験手数料 7,000円
(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受験申込画面への入力
一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。
- イ 受付期間
令和元年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで
なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。
- ウ 受験手数料及び納付方法
(ア) 受験手数料 7,000円
(イ) 納付方法
申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザ

キデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。)での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和2年1月29日(水)午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載する。